

町民憲章

わたくしたち武豊町民は、心をあわせ、明るいあすの武豊をめざし、
ここに憲章を定めます。 (1979年(昭和54年)10月5日制定)

- ・思いやりと感謝の気持ちを持ちましょう。
- ・きそく正しい生活をし、健康でたくましい体をつくりましょう。
- ・家族の話しあいで、心のかよう家庭をつくりましょう。
- ・社会のきまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましょう。
- ・自然を守り、美しい環境のまちをつくりましょう。

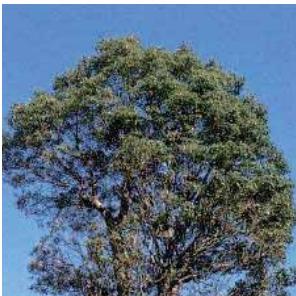
町 章



武豊(タケトヨ)の「タ」と「ケ」の合
成で、力強い横線は町の発展を、
上下の曲線は調和を表現し、全体
ははばたく鳥のイメージによって
明るい将来を象徴しています。

1974年(昭和49年)10月5日制定

町の木:クスノキ



クスノキは、大きいものだと30
メートルに達するものもあります。町内には、楠という地名も存
在します。

1976年(昭和51年)4月9日制定

町の花:サザンカ



サザンカは花の少ない冬に咲く
花です。ツバキの中国名「山茶
花(さんさか)」がなまって「さざ
んか」になったともいわれます。

1976年(昭和51年)4月9日制定



武豊町マスコットキャラクター
みそたろう



武豊町キャラクターマーク
ゆめたろう

第6次武豊町総合計画 スマイルビジョン TAKETOYO

概要版

2021年(令和3年)3月

編集:武豊町役場 企画部 企画政策課

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
TEL:0569-72-1111(代表)

E-mail kikaku@town.taketoyo.lg.jp
HP <https://www.town.taketoyo.lg.jp/>
Twitter https://twitter.com/taketoyo_machi

第6次武豊町総合計画

スマイルビジョン TAKETOYO

2021(R3)～2030(R12)

概要版

心つなぎ
みんなでつくる
スマイルタウン



武 豊 町

2021

to 未来のまちへ



あいさつ

「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」を目指して

「武豊町」は1954年(昭和29年)10月5日に、旧武豊町と富貴村が合併し、現在の武豊町として誕生しました。当時、農業や商業を主たる産業とした、人口約1万6,000人の小さな町からのスタートがありました。

その後、臨海部を埋め立て、企業進出を図り、港湾を活かした産業都市の一面を加えたまちづくりを進め、現在では4万人を超えるまちに発展してまいりました。

本町は、これまで順調に人口増加を続けてきましたが、今後は、人口減少・少子高齢化を迎ることが予測され、これらを見据えた社会構造や暮らしの変化に応じた地域づくり、更には、世界的な地球環境問題等による低炭素社会の実現(カーボンニュートラル)等、行政の抱える課題は多岐にわたってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症や、大規模自然災害等、町民の生命を脅かす事象が発生しており、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの重要性はますます高まっております。

本町が未来に向けて発展し続けていくためには、町を取り巻く変化を的確に捉え、将来を見据えた柔軟な対応が必要となります。

このため、本計画では、まちの将来像を「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」と掲げ、行政、町民、NPO、ボランティア団体、事業者等、町に関わるすべての方々との協働により、その実現に向けて全力で取り組んでまいります。

また、SDGsやSociety5.0に加え、健康、環境、経済、コミュニティに資するウォーカブルシティ等、新たな時代の流れに対応するとともに、特に取り組むべき3つの重点施策方針を掲げ、各種施策の具現化を図ってまいります。

皆様の更なるご理解とご協力をお願いするとともに、この計画が、町の発展と町民の幸せにつながりますことを期待するものであります。

最後に、本計画策定に当たり、ご協力いただきましたすべての方々に感謝を申し上げます。

2021年(令和3年)3月

武豊町長
糸山芳輝



武豊町が目 指す将来像

まちの将来像

心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン

心つなぎ

住民一人ひとりが互いを認め合い、支え合う、『人がつながるまち』の姿を表しています。そして、将来の住民にも心を向け、みんなの想いを未来につなげるという意味も込めました。

みんなでつくる

「みんなでつくる」という言葉には、まちで暮らすすべての人はもとより、地域の団体や事業者等の様々な主体がみんな主役となって、ともに上げる『協働のまち』の姿を表しています。

スマイルタウン

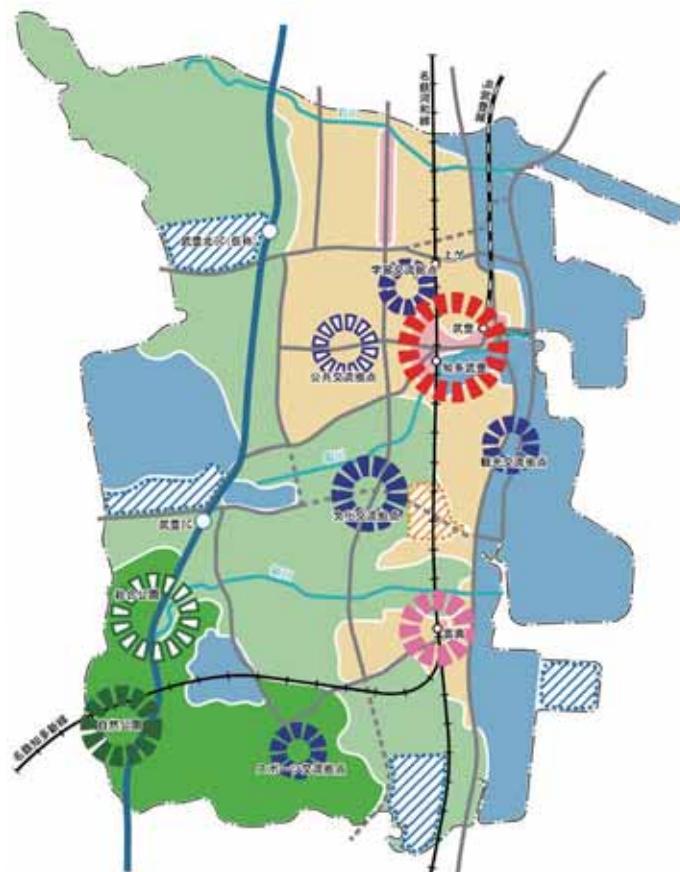
私たちが目指すまちは、みんなの笑顔の絶えない『しあわせのまち』です。その目標とするまちの姿を「スマイルタウン」という言葉で表現しました。

土地利用構想

これまでの土地利用を基本としながらも、“持続可能な都市”の構築に向けた視点にも配慮しつつ、効率的で秩序ある土地利用を進めていきます。

●土地利用の基本方針

- (1) 4層構造(臨海部の工業用地、平野部の市街地、平野部から丘陵部にかけて広がる農地、背後に広がる森林・丘陵地)の土地利用を基本とします。
- (2) 自然環境と都市環境が調和した土地利用を進めます。
- (3) 快適に暮らせる住宅地や町のさらなる活力を創出する産業地(工場、流通業務等の施設用地・観光交流施設用地)の確保を検討します。



- 都市拠点
- 地区拠点
- 交流拠点
- 緑の拠点

※白抜きの拠点は未整備

- 住居ゾーン
- 産業ゾーン
- 商業ゾーン
- 農業ゾーン
- 自然ゾーン
- 産業系土地利用検討ゾーン
- 土地利用検討ゾーン

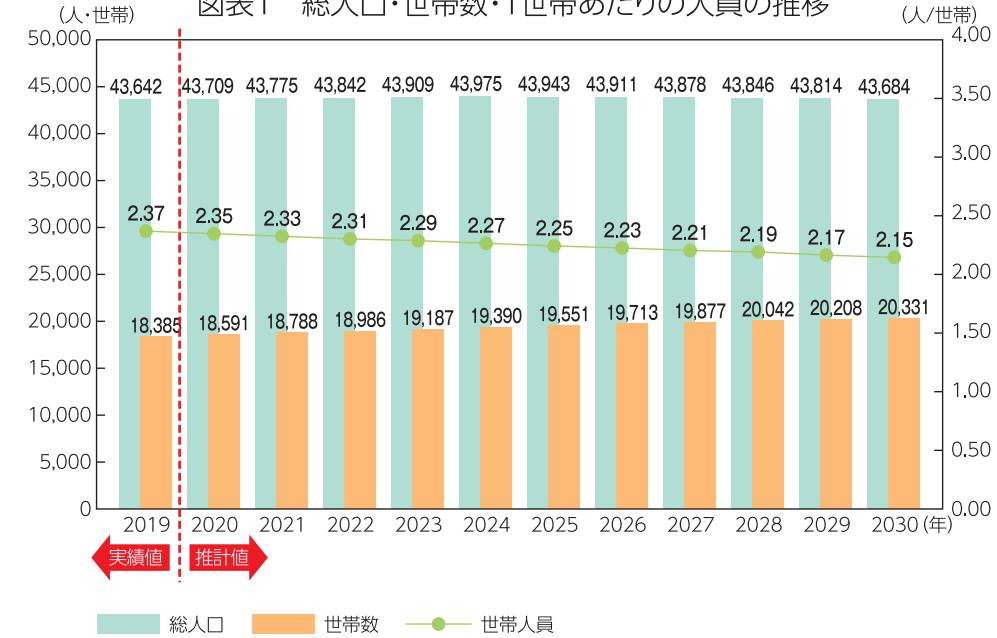
武豊町が目 指す将来像

まちの主要指標

●人口・世帯数

本計画期間中に人口減少に転じることが見込まれますが、これまでと同程度の社会増を今後も維持していくことで、本計画の目標年次である2030年(令和12年)の人口を43,700人とし世帯数を高齢者の単身世帯等の増加により20,300世帯と見込んでいます。

図表1 総人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推移



資料:実績値は住民基本台帳、推計値は独自推計(各年10月1日現在)

●就業者数

人口の社会増を維持し、新たな産業の育成、雇用確保を図り就業者数の減少を抑制することに努め、目標年次である2030年(令和12年)の就業者数を21,700人、就業率を56%とします。

●幸福度

町民意識調査における幸福度を「しあわせ指標」として設定します。2018年(平成30年)に実施した町民意識調査の幸福度の平均点は10段階で評価した点数で6.8でした。この数値の向上を目指します。

●総合計画とは

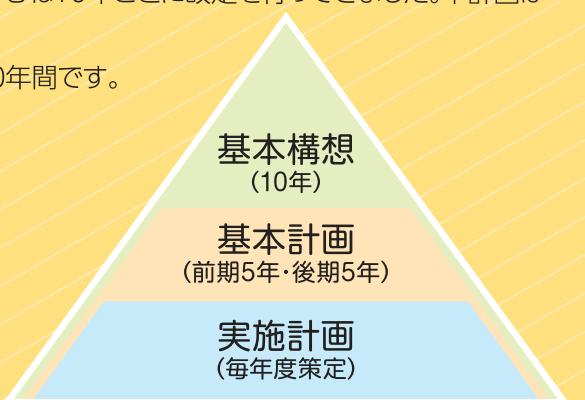
総合計画とは、健康福祉、生活経済、都市基盤、教育等あらゆる分野の計画の基本となる行政運営の最上位計画で、町が目指すべき将来像、ならびにそれを実現していくための施策方針を定めた計画です。また、まちの将来像や施策方針を住民や事業者等と行政が共有することで、町全体でまちづくりを進めていくための、行政経営のビジョンとなるものです。本町では、1976年(昭和51年)に第1次武豊町総合計画を策定し、それ以降、おおむね10年ごとに改定を行ってきました。本計画は第6次の計画となります。

計画の期間は、2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)の10年間です。

武豊町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しています。「基本構想」(計画期間10年)は、目指すまちの将来像とまちづくりの基本目標を明らかにします。

「基本計画」(計画期間5年)は、施策分野ごとの目標ならびに施策方針を明らかにし、あわせて分野横断的な視点として重点施策方針を示します。

「実施計画」(計画期間3年:毎年度策定)は、各施策の主な事業と実施時期を明らかにします。



計画の体系

武豊町総合計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の3層で構成しています。

●基本構想

計画期間の10年間(2021年度(令和3年度)~2030年度(令和12年度))で私たちが目指すまちの将来像を「心つなぎみんなでつくるスマイルタウン」と掲げ、あわせてその将来像を実現するためのまちづくりの目標を9つ設定しました。

●基本計画

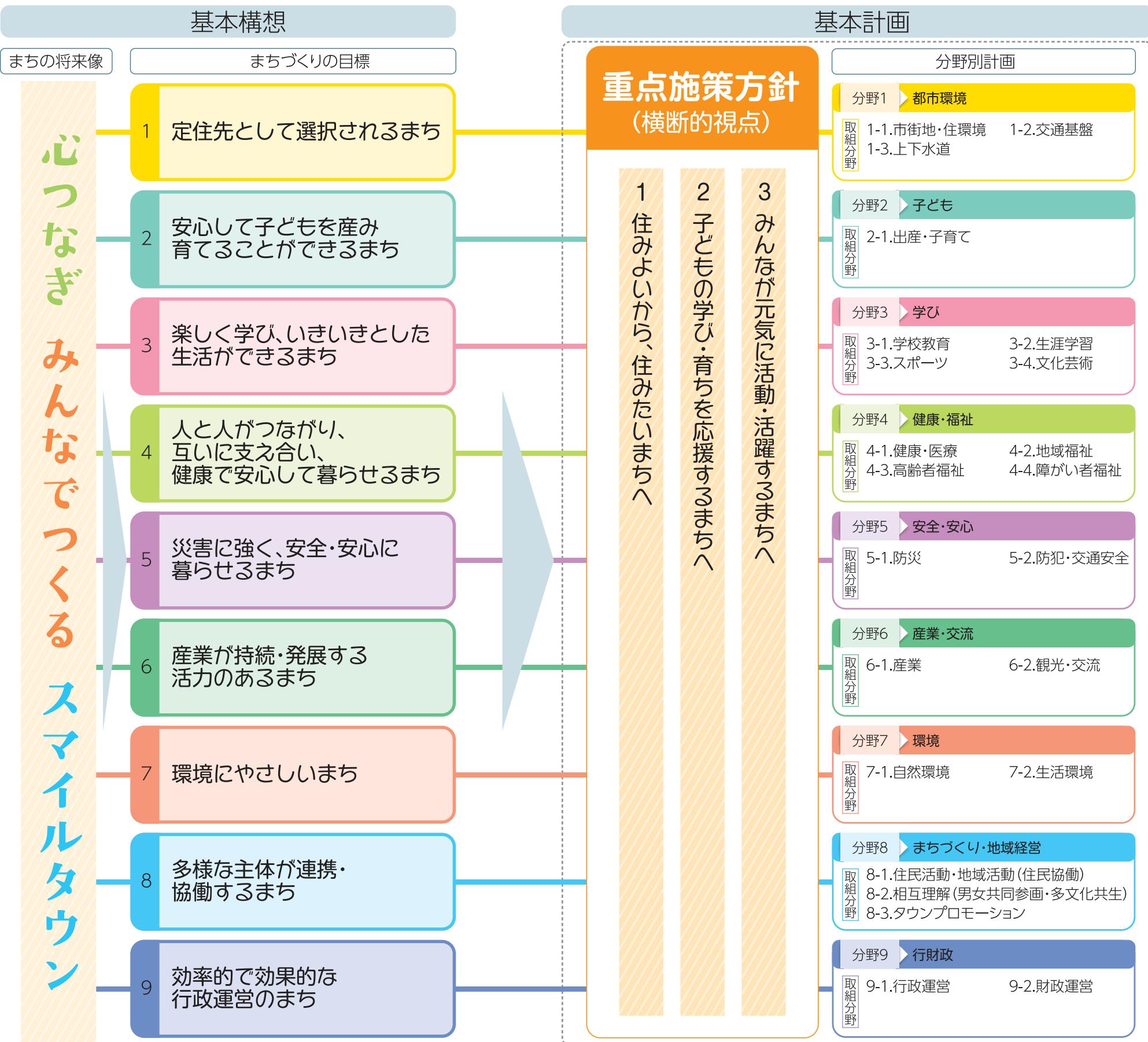
基本構想で示したまちづくりの目標に沿った9つの「分野」の下に、23の「取組分野」を設定し、あわせて分野横断的な視点として重点施策方針を示しています。

分野別計画は、23の「取組分野」ごとに、まちの将来像を実現するための、「施策の基本方針(施策が目指す姿)」、「成果指標」、「施策方針」等を示します。

●実施計画

基本計画に掲げた施策方針を具体化するための主な事業と実施時期を明らかにする計画で、毎年度策定します。

本計画の愛称は、
目標とするまちの姿
「スマイルタウン」を目指して、
“スマイルビジョン”とします



SDGs(持続可能な開発目標)と総合計画

●SDGsの17の目標と分野別計画における施策方針との関係

【目標1】 貧困をなくそう	
[取組分野]	[施策方針]
4-1 健康・医療 4-2 地域福祉	●必要な医療を受けられる体制づくり ●多様な福祉ニーズに対応した体制づくり

【目標2】 飢餓をゼロに	
[取組分野]	[施策方針]
4-1 健康・医療 6-1 産業	●疾病予防・健康づくりに対する意識の向上 ●担い手農業者の確保・育成

【目標3】 すべての人に健康と福祉を	
[取組分野]	[施策方針]
2-1 出産・子育て 3-3 スポーツ	●子どもを産み育てやすい環境づくり ●スポーツ機会の拡充 ●スポーツ団体の活動支援 ●スポーツ施設の整備及び充実
4-1 健康・医療	●疾病予防・健康づくりに対する意識の向上 ●各種健診事業の充実
5-2 防犯・交通安全	●歩行者や自転車の安全確保 ●防犯、交通安全意識の啓発

【目標4】 質の高い教育をみんなに	
[取組分野]	[施策方針]
2-1 出産・子育て	●子どもを産み育てやすい環境づくり ●子どもがのびのび育つ環境づくり ●支援を必要とする子どもと家庭への支援
3-1 学校教育	●地域と行政が連携した教育の構築 ●時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現 ●健全な心と体の育成
3-2 生涯学習	●ライフステージに応じた多様な学びの機会の充実 ●学びの成果を活用できる機会づくりの支援
3-3 スポーツ 3-4 文化芸術	●スポーツ機会の拡充 ●文化芸術活動の育成・支援 ●多様な交流による文化芸術の振興 ●文化・芸術・科学に触れる機会の充実
4-4 障がい者福祉 6-1 産業 8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	●療育・教育の充実 ●雇用対策の推進 ●性別に関わりなく活躍できる社会づくり

【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう	
[取組分野]	[施策方針]
3-1 学校教育 8-2 相互理解 (男女共同参画・多文化共生)	●時代や社会環境に対応したきめ細かな教育の実現 ●性別に関わりなく活躍できる社会づくり

【目標6】 安全な水とトイレを世界中に	
[取組分野]	[施策方針]
1-3 上下水道 7-1 自然環境	●上下水道施設等の整備・維持 ●生活排水の適切な処理の推進 ●自然環境の保全

【目標7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	
[取組分野]	[施策方針]
7-1 自然環境	●地球温暖化対策の推進

【目標8】 働きがいも経済成長も	
[取組分野]	[施策方針]
4-3 高齢者福祉 6-1 産業 6-2 観光・交流 8-3 タウンプロモーション	●高齢者の生きがいづくり ●産業基盤の強化 ●雇用対策の推進 ●地域交流施設周辺の魅力向上 ●町の認知度向上 ●シビックプライドの醸成

【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう	
[取組分野]	[施策方針]
1-1 市街地・住環境 1-2 交通基盤	●駅周辺にふさわしいまちづくり ●住環境の整備 ●道路や橋梁の適切な管理・修繕 ●幹線道路の整備
6-1 産業	●産業基盤の強化

●SDGsと総合計画

SDGsは国際社会全体の開発目標です。本町においてもSDGsが目指す17の目標に沿って、その目標達成に貢献していく必要があります。

【目標10】 人や国の不平等をなくそう	
[取組分野]	[施策方針]

【目標11】 住み続けられるまちづくりを	
[取組分野]	[施策方針]

【目標12】 つくる責任つかう責任	
[取組分野]	[施策方針]
3-1 学校教育 6-2 観光・交流 7-2 生活環境 8-3 タウンプロモーション	●地域と行政が連携した教育の構築 ●地域交流施設周辺の魅力向上 ●ごみの減量化 ●持続可能なごみ処理体制の構築 ●シビックプライドの醸成
5-1 防災	●地域防災体制の充実・強化 ●災害に強い基盤の構築 ●武豊町地域強靭化計画の推進
5-2 防犯・交通安全	●空き家等対策の推進

【目標13】 気候変動に具体的な対策を	
[取組分野]	[施策方針]

【目標14】 海の豊かさを守ろう	
[取組分野]	[施策方針]

【目標15】 陸の豊かさも守ろう	
[取組分野]	[施策方針]

【目標16】 平和と公正をすべての人に	
[取組分野]	[施策方針]

【目標17】 パートナーシップで目標を達成しよう	
[取組分野]	[施策方針]
8-1 住民活動・地域活動 (住民協働)	●安定した経営基盤の維持 ●子どもを産み育てやすい環境づくり ●支援を必要とする子どもと家庭への支援
5-2 防犯・交通安全	●地域での防犯活動の支援 ●防犯・交通安全意識の啓発
8-1 住民活動・地域活動 (住民協働)	●まちづくりの新たな担い手の発掘・育成 ●多様な主体による地域活動の活性化
9-1 行政運営	●まちの情報発信の充実 ●住民意向の反映機会の充実 ●住民サービスの向上
9-2 財政運営	●財政の健全化

SDGs(Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))とは	
[取組分野]	[施策方針]

SDGs(Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))とは	
[取組分野]	[施策方針]

2015年(平成27年)9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)の間で積極的に取り組んでいく国際目標のことです。

SDGsは17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

重点施策方針

重点施策方針とは

まちの将来像「心つなぎ みんなでつくる スマイルタウン」の実現に向けて、次の3つの重点施策方針を定めました。
9つの「まちづくりの目標」を分野横断的にとらえ、重点施策方針として、計画期間内に重点的に取り組む施策方針を明らかにしました。

■重点施策方針1 住みよいから、住みたいまちへ

- 本格的な人口減少社会が到来する中にあって、定住者を確保するための施策をこれまで以上に積極的かつ戦略的に推進していく必要があります。
- まちの良さ・魅力の発掘、積極的な情報発信、雇用確保、定住のための良好な環境整備等を戦略的に展開し、“住みたい”といわれるまちを目指します。

施策の方向

- たけとよファンづくり
- 一元的な町の情報収集・発信のしくみづくり
- 産業育成と雇用の確保
- 良好な住環境の確保



■重点施策方針2 子どもの学び・育ちを応援するまちへ

- 町内外の若者や子育て世代に、「武豊町は子育てしやすいまち」と思ってもらえるように、まちの魅力(セールスポイント)をPRすることが必要です。
- 学校はもとより地域の人々や団体が協力して、子どもたちが色々なことに挑戦し、学び、育つ環境づくりを進めるとともに、子育て・子育ちをサポートする体制の充実を図ることによって、若者や子育て世代にとって魅力あるまちを目指します。

施策の方向

- 多様な交流・体験の場づくり
- 子どもたち主体のまちの学び場づくり
- 子育てをサポートするサービス・体制の充実
- 地域と子どもたちとの絆づくり



■重点施策方針3 みんなが元気に活動・活躍するまちへ

- 様々な地域課題に対応し、より良いまちづくりを進めていく上では、行政はもとより、住民、区、ボランティア、各種団体、NPO、企業・事業所等の多様な主体の積極的な関わり、連携と協働が欠かせません。
- 老若男女すべての住民が楽しみながら、社会の一員としての役割を担い、様々な場面でいきいきと活動・活躍できるまちづくりを目指します。

施策の方向

- 活動・活躍の場に関する情報の提供
- 学び直しの機会の充実とリーダーの養成
- 健康づくり応援



第6次総合計画は、アンケート調査やまちづくり會議、地区別懇談会、団体ヒアリング等により、多くの住民の皆さんから意見をいただき作成しました。

まちづくり會議



地区別懇談会



●3つの重点施策方針と分野別計画における施策方針との関係



【重点施策方針1】

住みよいから、住みたいまちへ

施策の方向	取組分野
●たけとよファンづくり	3-4 文化芸術 6-2 観光・交流 8-1 住民活動・地域活動、8-2 相互理解、8-3 タウンプロモーション
●一元的な町の情報収集・発信のしくみづくり	6-2 観光・交流 8-3 タウンプロモーション 9-1 行政運営、9-2 財政運営
●産業育成と雇用の確保	6-1 産業、6-2 観光・交流 8-2 相互理解
●良好な住環境の確保	1-1 市街地・住環境、1-2 交通基盤、1-3 上下水道 5-1 防災、5-2 防犯・交通安全 7-2 生活環境



【重点施策方針2】

子どもの学び・育ちを応援するまちへ

施策の方向	取組分野
●多様な交流・体験の場づくり	2-1 出産・子育て 3-1 学校教育、3-2 生涯学習、3-4 文化芸術 7-1 自然環境 8-3 タウンプロモーション
●子どもたち主体のまちの学び場づくり	2-1 出産・子育て 3-1 学校教育、3-3 スポーツ 8-3 タウンプロモーション
●子育てをサポートするサービス・体制の充実	2-1 出産・子育て
●地域と子どもたちとの絆づくり	2-1 出産・子育て 3-1 学校教育 8-3 タウンプロモーション



【重点施策方針3】

みんなが元気に活動・活躍するまちへ

施策の方向	取組分野
●活動・活躍の場に関する情報の提供	3-2 生涯学習、3-3 スポーツ、3-4 文化芸術 4-3 高齢者福祉、4-4 障がい者福祉 6-1 産業 8-1 住民活動・地域活動、8-2 相互理解
●学び直しの機会の充実とリーダーの養成	3-2 生涯学習、3-4 文化芸術 4-2 地域福祉 5-1 防災、5-2 防犯・交通安全 8-1 住民活動・地域活動
●健康づくり応援	3-3 スポーツ 4-1 健康・医療、4-3 高齢者福祉

分野別計画

分野1 都市環境

まちづくりの目標1 定住先として選択されるまち

豊かな自然環境と交通の利便性を活かし、良好で潤いのある環境の中で快適性を感じながら暮らせるまちをつくるとともに、住宅地としての良好なイメージを形成し、町の将来を担う若い世代を中心にお住いとして選択されるまちを目指します。

取組分野

- 1-1 市街地・住環境
- 1-2 交通基盤
- 1-3 上下水道



町並み(遠景)



コミュニティバス

分野2 子ども

まちづくりの目標2 安心して子どもを産み育てることができるまち

子育て世帯に対する充実した様々な支援とともに、安心して子どもを産み育てができる環境をつくります。そして、一人ひとりの子どもが、個性や能力が育まれる教育を受けながら、健やかに成長できる環境をつくり、地域の様々な人々と関わる中で、これから地域を担う人材が育つまちを目指します。

取組分野

- 2-1 出産・子育て



親子ふれあいひろば



サツマイモ苗植え

分野3 学び

まちづくりの目標3 楽しく学び、いきいきとした生活ができるまち

人生100年時代を見据え、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって学び、生きがいを持って活躍できるまちを目指します。

そのため、区、NPO、ボランティア、文化・スポーツ等の様々な団体・グループの活動が活発に展開され、住民同士の交流に加えて、町外からも様々な人が集まり、にぎわいのある交流が生まれる等、いきいきとした生活を送ることができるまちを目指します。

取組分野

- 3-1 学校教育
- 3-2 生涯学習
- 3-3 スポーツ
- 3-4 文化芸術



アウトリーチ(衣浦小学校)



ゆめたろうスマイルマラソン

分野別計画

分野4 健康・福祉

まちづくりの目標4 人と人がつながり、互いに支え合い、健康で安心して暮らせるまち

取組分野

- 4-1 健康・医療
- 4-2 地域福祉
- 4-3 高齢者福祉
- 4-4 障がい者福祉



たけとよスマイル体操(中山サロン)



サマー・ボランティアスクール

分野5 安全・安心

まちづくりの目標5 災害に強く、安全・安心に暮らせるまち

住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高め、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちを目指します。また、地震や集中豪雨等の自然災害に対する個人や地域、組織の対応力を高めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症拡大への対応を強化し、災害に強く、安全性の高いまちを目指します。

取組分野

- 5-1 防災
- 5-2 防犯・交通安全



消防体験



防犯パトロール(青パト)

分野6 産業・交流

まちづくりの目標6 産業が持続・発展する活力のあるまち

既存産業の集積や多様な地域資源を活用して、既存産業の振興や新たな産業の創出を推進するとともに、町外からの観光交流を活発にすることにより、産業が持続・発展する活力のあるまちを目指します。

取組分野

- 6-1 産業
- 6-2 観光・交流



販売農家体験講習農場(大豆)



産業まつり

分野別計画

分野7 環境

まちづくりの目標7 環境にやさしいまち

自然に囲まれた潤いのある環境の保全、町内の事業者や住民による省資源・低炭素化に向けた取組、地元農畜産物の地産地消の推進及びクリーンエネルギーの利用、自動車に過度に依存せずに歩いて暮らせるまちづくり等を推進し、環境にやさしいまちを目指します。

取組分野

- 7-1 自然環境
- 7-2 生活環境



夏休みの環境学習



おあしえコストーション

分野8 まちづくり・地域経営

まちづくりの目標8 多様な主体が連携・協働するまち

協働のまちづくりの担い手を育成するとともに、新たな協働の関係構築を促しながら、地域における課題の発見や解決に向けて、住民や区、NPO、ボランティア、各種団体、企業、大学、行政等、様々な主体が連携・協働するまちを目指します。

取組分野

- 8-1 住民活動・地域活動
(住民協働)
- 8-2 相互理解
(男女共同参画・多文化共生)
- 8-3 タウンプロモーション



第6次総合計画策定に向けたまちづくり会議



マスコットキャラクター
みそたろ

分野9 行財政

まちづくりの目標9 効率的で効果的な行政運営のまち

行財政改革を着実に進め、効率的な行政運営を進めるとともに、住民、各種団体、町内外の企業の知恵や力を活用して、地域課題の解決、社会資本の効率的な維持管理、社会経済環境の変化への的確な対応を図り、限られた財源の中で効果的な行政サービスが提供できるまちを目指します。

取組分野

- 9-1 行政運営
- 9-2 財政運営



町庁舎

計画の推進

総合計画に基づき各分野の施策・事業を効率的・効果的に実施するために、毎年施策評価をし、その結果に基づき次年度以降の方針を立て、実施計画へ反映させるPDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

●総合計画の運用・進行管理の方針

施策方針に掲げる施策評価を毎年度実施します。その結果を実施計画に反映し、予算化することで、事業の実施、施策評価を繰り返すPDCAサイクルを運用します。

評価と予算を連動させ、実効性のある進行管理システムを構築します。

●進行管理の仕組み

①施策評価 (Check:評価)

成果指標の数値、前年度の事業・取組の実績を参考に分野別計画に掲げる施策の基本方針(施策が目指す姿)にいかに近づけたかを各課等において確認し、分野別計画の施策方針別に達成状況を評価します。

また、総合計画の中間見直しの際には、総合計画審議会へ計画期間における施策の実績を提示して、施策評価の取りまとめをします。

②実施計画 (Action:改善)

施策評価に基づき、向こう3か年で実施予定の主要事業を位置づける実施計画を策定します。

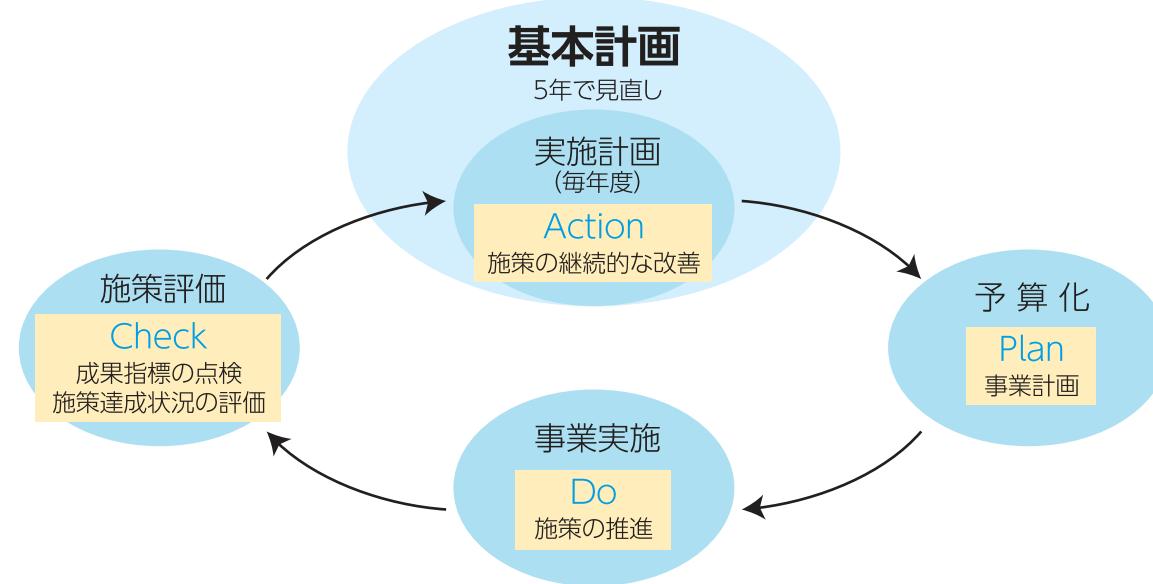
③予算化 (Plan:計画)

実施計画を毎年度における予算編成の指針とし、次年度予算を編成します。

④事業実施 (Do:実行)

予算化された事業を実施します。

【総合計画の進行管理システム】



●進行管理の実施体制

施策評価は、分野別計画に掲げる施策方針の評価を確認するとともに、その評価に基づき、実施計画原案を作成します。実施計画原案をもとに、ヒアリングを行い、実施計画を策定します。

その後、実施計画に掲載した主要事業を含めた予算案を取りまとめます。この予算案について議会での審議・承認を得て、各課等は予算に基づき事業を実施します。